

京都市告示第644号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
 供用開始の期日 平成31年4月1日
 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧 新 | 別 | 延長 | 敷地の幅員 | 備考 |
|---------|--|--------|---|------------------|----------------------|--------------------------|
| 勸修寺今熊野線 | 山科区西野山桜ノ馬場町144番地の3地先から 東山区今熊野池田町6番地地先まで | 旧 | A | メートル 3,364.90 | メートル 3.60 ~ 15.30 | A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。 |
| | | 新 | A | 3,364.90 | 3.60 ~ 15.30 | |
| | | | B | 5,097.10 | 5.70 ~ 132.70 | |

(建設局土木管理部道路明示課)